

第6回 I R 推進会議 議事概要

1. 日 時

平成 29 年 12 月 22 日（金）13:00～15:06

2. 場 所

大阪府庁本館 5 階 議会特別会議室（大）

3. 出席者

《委員》（敬称略）

（座長）	溝畑 宏	公益財団法人大阪観光局 理事長
（座長代理）	谷岡 一郎	学校法人谷岡学園 理事長・大阪商業大学 学長
	井上 幸紀	大阪市立大学大学院医学研究科 教授
	加賀 有津子	大阪大学大学院工学研究科 教授
	勝見 博光	大阪府立大学 21 世紀科学研究機構 客員研究員
	樋口 真人	弁護士
	関 総一郎	公益社団法人関西経済連合会専務理事
	廣瀬 茂夫	一般社団法人関西経済同友会常任幹事・事務局長
	宮城 勉	大阪商工会議所専務理事

《大阪府・大阪市》

坂本 篤則 大阪府・大阪市 I R 推進局長

4. 配付資料

資料 1	国の動向等について
資料 2	ギャンブル等依存症対策の取組みについて
資料 3	I R 誘致に向けた理解促進の取組みについて
資料 4	これからのまちづくりについて （加賀委員提出資料）
参考資料 1	第 5 回 I R 推進会議 概要
参考資料 2	「大阪 I R の事業化に関するアドバイザー業務」の受託事業者募集

《議事概要》

開 会

○司会 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第6回 I R 推進会議を開会いたします。私は、司会進行を担当させていただきます大阪府・大阪市 I R 推進局企画課参事的那須でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと存じます。以降の進行は溝畑座長にお願いいたします。

○溝畑座長 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。資料1の国の動向等につきまして、事務局より説明をお願いします。

○那須参事 それでは、資料1の国の動向等についてご説明をいたします。

まず、1ページの国の法案の動向でございますが、皆様ご存じのとおり、昨年12月に I R 推進法が成立・施行され、同法第5条におきまして必要な法制上の措置、いわゆる I R 実施法につきましては、推進法施行後1年以内を目途として講じなければならないとされております。しかしながら、先の特別国会では、I R 実施法案の上程が見送られており、今後、次の通常国会で I R 実施法案が上程・審議され、会期中に成立することを期待しているところでございます。なお、資料はお配りしておりませんが、先日の12月15日に、8月に実施されましたパブリックコメントや説明・公聴会での意見表明に対する回答が公表されたところであり、こうした意見につきましては、日本型 I R に関する制度設計における今後の議論の参考にするとされております。

次に、下段のギャンブル等依存症対策に関する基本法案の動きでございますが、先の特別国会において各党議員から法律案が国会に提出されたところであり、現在、継続審議となっております。基本法案の内容につきましては、次の議事の中で詳細をご説明させていただきたいと思います。

次に、2ページをご覧ください。「I R 推進に向けて」でございますが、これまで大阪府・大阪市では、I R の早期開業が実現できるよう、国に対して法整備や基本方針の提示などの手続を早急に進めていただくよう働きかけてきたところでございます。これから I R 実施法案の上程・審議が始まると見込まれますが、府・市といたしましては、激化する国際競争を勝ち抜き、「観光先進国」日本を実現するためには、早期の I R の開業、2024年度に

は I R が必要であると認識しているところでございます。その背景といたしましては、M I C E 施設に関し、近隣諸国では大型施設の新設や既存施設の拡張が進んでおり、I R 開業が遅れることにより、我が国の M I C E 誘致の国際競争力低下が懸念されるところでございます。

次に、3 ページをご覧ください。8 月に「大阪 I R 基本構想（案）・中間骨子」を取りまとめて以降、大阪府議会、大阪市会で様々な質疑が行われましたが、この資料は中間骨子に関連する主な質疑を整理したものでございます。

まず、「魅力あふれる I R の実現」に関して、議員から、周辺の観光資源や観光施設とも連携し、広く関西、西日本まで I R の効果を波及させるとともに、健康的なイメージの I R を実現していくべきではないかとの質疑がございまして、私どもといたしましては、ウェルネスの観点やスポーツ・フードなどをテーマにしたニューツーリズムの創出をめざすとともに、大阪、関西、西日本との連携による観光客の送り出しにより、その効果を広く全国へ波及させていくと答弁したところでございます。

次に、「I R のプラスの効果と府民・市民理解促進」に関して、I R は大きな経済効果が期待でき、大阪のさらなる成長には不可欠であるが、こうした I R の正しい情報が十分に浸透しておらず、積極的な情報発信が必要であるとの指摘に対し、私どもといたしましては、I R がもたらすプラスの効果に加え、不安を払拭するための懸念事項の最小化に向けた対応など、府・市のめざす I R について積極的に情報発信に取り組んでおり、今後も多様な機会を捉え、I R 誘致の機運醸成を図っていくと答弁したところでございます。

次に、3 つ目でございますが、「ギャンブル等依存症対策」に関して、カジノ施設の設置により、さらに依存症者が増加するのではないかと懸念され、まずはギャンブル等依存症対策にしっかりと取り組むべきとの指摘に対しまして、他のギャンブル・遊技等に起因する依存症を含め、府・市関係部局等とも連携を図りながら有効な対策を講じることで、ギャンブル等依存症対策を抑制していくと答弁したところでございます。

最後に、「I R のマイナスの効果」に関しまして、I R の立地により周辺地域の消費が減り、マイナスの効果となるため、夢洲への I R 誘致はやめるべきではないかとの質疑があり、I R を核とする国際観光拠点、M I C E 拠点の形成により、I R は国内外から新たに人・モノ・投資を呼び込むものであり、大きな経済波及効果や財政への寄与など、大阪にとって大きなプラスの効果があると答弁したところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○溝畑座長 資料1の国の動向等につきまして、事務局の説明がございましたけれども、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございますか。

まず、今の国の動きと議会の動き、加えて、事務局から説明がございましたように、いろいろな報道等がございますが、大阪府市挙げて早期開業と、国際競争力を勝ち抜くためにも、遅くとも2024年度というところについて、強い方向性で国等に働きかけているということが資料にもございますが、国の動向を含めて府市がこういう形でしっかりと対応しているということにつきまして、これでよろしければ次の議題に移りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、次に、資料2の依存症対策の取組みにつきまして、事務局より説明をお願いします。

○井谷課長 それでは、私から資料2に基づきまして、前回の推進会議以降のギャンブル等依存症対策の状況について、国の動きなどをご説明させていただきます。

まず、1枚目ですけれども、ギャンブル等依存症対策基本法案が議員立法で国会に今提出されているところであります。1枚目は自民・公明の法案の概要でありまして、目的、基本理念のほか、国・地方公共団体の責務、国及び都道府県でのギャンブル等依存症対策の推進計画の策定、基本的施策、推進本部の設置などが規定されております。

次のページをご覧くださいませでしょうか。今、お話がありましたけれども、実は基本法案は自民・公明案に加えまして、日本維新の会、立憲等の3法案が国会に提出されている状況であります。法案の構成としてはほぼ同じですけれども、規定している内容に少し相違点、差異があります。主な相違点としましては、都道府県における推進計画の策定について、維新・自公案では策定が努力義務であるのに対しまして、立憲等の案では義務となっております。また、見直しサイクルも3年と5年という差があります。推進体制におきましても、自公・立憲等の案では大臣級の本部会議を設置するのに対しまして、日本維新の会の案では関係職員による会議体の設置という形の規定をしております。依存症患者等からの意見聴取の手法につきましても、維新・立憲等の案では会議体を設置して意見を聴取するのに対しまして、自公の案では依存症患者から直接意見を聞く義務を規定しているという違いがあります。そのほかにも、日本維新の会の案では健康診断、保健指導の実施の際に依存症に関する指導を実施することであるとか、自公案ではアルコール・薬物に対する施策との有機的な連携への配慮ということ、また立憲等の案では経済的負担の軽減など、独自の規定をしているという違いがあります。

以上が対策基本法案の説明で、次、3ページをご覧くださいでしょうか。これは昨年12月に設置されましたギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議で取りまとめられました、既存の公営競技でありますとか、パチンコ業界に対する強化策をまとめたものであります。公営競技ごとの相談窓口の設置、あるいはパチンコ業界での相談機能の強化、広告の規制でありますとか、中段にパチンコの出玉規制、出玉の基準の見直しといったことも取りまとめられております。また、下段の「医療・回復支援」の項目では、依存症の実態把握のほかに治療プログラムの開発やエビデンスの構築といったこと、また、最下段におきましては、学校教育への対応など、こういった形で幅広い対応策が打ち出されて、ギャンブル等依存症対策の議論が本格化されているという状況であります。

次に4ページをご覧くださいでしょうか。これは9月29日に発表された資料の一部でありますけれども、厚生労働省の委託事業で依存症の実態調査の全国調査の概要であります。国立病院機構久里浜医療センターの研究班が公表した資料であり、全国1万人を対象に実態調査を行った中間的な報告でありますけれども、過去1年間にギャンブル等依存症が疑われるものの推計値として0.8%、また生涯を通じてという形では3.6%という推計値が発表されております。

次、5ページ、ご覧くださいでしょうか。この資料は、これまで推進会議の委員であります谷岡先生、井上先生にもご参加、ご登壇いただきましたけれども、府民向けのセミナーの際にいただいた依存症に関してのご意見でありますとか、あるいは府の健康医療部と市の健康局との共催で依存症セミナーを我々開催いたしました、その時に講師をお務めいただいた大阪精神医療センターの籠本院長のご発言でありますとか、あるいは先日、職員向けに依存症の勉強会をさせていただきましたけれども、その時に講師を務めていただいたよしの病院の副院長、現場でギャンブル依存症の治療を行っている河本先生の発言を項目別にまとめた資料であります。順に追って説明させていただきます。

まず、予防・啓発の項目におきましては、問題行動の変化に気づくことが重要であり、身近な方への知識普及が重要であるといったご意見、また、依存症メカニズムなどの教育面での取り組みが重要であって、特に若い世代には大変効果的であるといったご意見がありました。次の事業者への義務付けという項目につきましては、3つ目のチョボのところですが、ギャンブルの最前線にいる事業者の従業員による依存症の予備軍へのアプローチというのが効果的であり、従業員教育の重要性を指摘する意見というものがありません。

また、次のページをご覧くださいでしょうか。相談・支援の項目におきましては、ギ

ャンブル依存症からの立ち直りを支えるために、自己破産しないよう返済計画を立てた任意整理を可能とするようなアフターケアが重要であるといったご意見。また、依存症対策は医療機関のみでは解決しないため、自助グループ、民間支援機関の役割が重要といったことのご意見をいただいております。また、医療・介入支援におきましては、医療機関関係職員の依存症に対する正しい理解の不足や自分たちでは診きれないという意識から、依存症治療を行う医療機関はごく一部であるというご指摘。また、依存症対策は医療だけで完結するものではなく、行政、医療機関、自助グループなど、幅広い関係機関との緊密な連携を構築することが必要といったご意見。また、医療機関も依存症の悩みなどを的確に受けとめ、自助グループにつなげるなど、依存症治療の体制充実・強化に取り組むことが重要であるといったご意見。それと、不適切な養育過程、あるいは特に鬱病などの要因によってギャンブル障害が重症化するというケースも見られ、そのために医療者等がこうした重症化因子のある方々を見分けて治療に結びつけていくということが重要であるといったご意見がありました。

次のページをご覧くださいませでしょうか。個人情報保護に最大限配慮して最先端の技術を導入した入場規制、ゲーミング規制の導入という項目でありますけれども、カジノでの長時間の滞在が依存症のリスクを高める傾向が高いということで、利用回数、滞在時間、金額等を早期発見できるよう、ＩＣチップなどの導入を検討したらどうかというご意見。また、夢洲来訪者の行動情報を把握する実証事業的な研究は、依存症対策には大変重要であるということですが、一方で個人情報への配慮など、十分に来訪者や府民の理解を得ることが重要といったご意見がありました。また、ギャンブル等依存症実態把握調査というところで、先ほどの厚労省の実態調査のほかに日工組の社会安全研究財団が独自に実施した調査があります。パチンコ・パチスロでの全国調査でありまして、そこでは依存症が発生した要因にまで踏み込んでいて信頼性が高いといったご意見がありました。その他の意見としまして、ギャンブルを楽しむ大部分の方は、レジャーあるいは社交性を目的としており、ストレス解消やモチベーションの向上にもつながるといったプラス面もある一方で、過度にのめり込まないよう責任あるギャンブリングの観点から、適切な楽しみ方を伝える責務が事業者にあるといったご意見。また、児童虐待などをはじめとする成育環境や本人が依存症となった背景など根本的な要因にも配慮したケアも重要であるといったご意見がありました。

次の資料は、府民向けセミナーの中で井上委員からご提出いただいた「依存症への道：ギャンブルの場合」ということで解説した資料であります。

次のページも谷岡先生がご提出された依存症対策に対する基本的な考え方を整理した資料

であります。

最後に、次のページがパチンコ・パチスロにおける調査結果の概要をまとめた資料であります。ここでは、真ん中のCの遊技の状況というところで、回答者全員に最近12カ月の遊技・公営競技・宝くじ等への参加状況をたどしたところ、宝くじが33%、続いてパチンコ・パチスロが11%、ロト6が9%という状況であったということや、あるいは現役プレーヤーで回答したのは、おおむねパチンコ・パチスロで1,100万人であるということでありますとか、その次のDでは、このパチンコ・パチスロの調査では直近あるいは生涯特定の1年間において遊技障害を有しているものが0.9%という数字、もう一個下のところで、直近1年間においてパチンコ・パチスロの遊技障害を有しているものが0.4%といった報告がなされております。次のEの遊技障害のおそれと関連した特性というところで、3つ目のチョボですけれども、障害のある方というのは来店頻度が高く、平均利用時間が長く、平均負け額も高かったということが報告されております。一方で、一番最下段、対照的にというところですが、男女、年代、地域、学歴、職業、パチンコ・パチスロ店への遠近について遊技障害の有無の関連性は認められなかったというような報告がなされております。その次のF、問題遊技者の自然経過というところでありますけれども、3つ目のところで問題が発生する年代というのは20代から30代ということで、その持続期間というのは5年前後というところ、それと2つ下のところで、問題遊技を経験した人のうち、生涯経験者では82%、現役プレーヤーでも61%が、自然的に問題が解決したと申告されているというようなことが報告されております。あと、現時点において問題が消失した人のうちで、生涯経験者の89.5%、現役プレーヤーの80.2%が、問題の消失した期間が1年を超えているという状況が報告されております。

最後のページは、障害の調査のところの調査項目でありますので、ご参考にご覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○溝畑座長 ただいま資料2のギャンブル等依存症対策の取り組みにつきまして説明がございました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問はございますか。

○井上委員 やはり国もかなりこっちに力が入ってきています。国から厚労省に人を派遣しないかみたいな話在实际あり、ぼちぼち国は人の確保に走っているようです。前からお願いしていることとして、やはり動き出すと急に動き出すので、人材の育成のようなことは近々にできるものではないので、かなり長期的に早くから育てていく必要があると思っています。

ただ日本は4月人事ですので、来年の4月ぐらいから大阪府市として動き出すのであれば、ぼちぼち何か動いているのか。それとも、具体的な人材の確保を含めて、そういう動きというのはまだ大阪府市としてお考えでないのか、その辺りがもしお分かりであれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○坂本局長 それぞれ府健康医療部、市健康局、このあたりを中心に依存症対策についての取り組みを進めているところでございますけれども、まだ今後、来年度の予算の関係もございまして、具体的にどういうものかは少し申し上げにくいところもあり、現時点ではそれぞれいろいろな取り組みのメニューをこういう形でやろうということは考えていますが、人材の確保に直接つながるようなところまで、来年度の時点で取り組んでいくというところまでは、私どもの話では今はまだ至っていないと、そういう状況でございます。ただご指摘のように、長期的な育成は、I R開業あるいはその前を見据えて、非常に重要な課題だという認識は共有してございます。

○井上委員 ありがとうございます。国がそういうことを全国の大学に打診してきたりしていることも含めれば、やはり大阪府市として前向きにまたご検討いただければと思います。ありがとうございました。

○溝畑座長 谷岡委員、どうぞ。

○谷岡委員 今の資料2の3ページ目のギャンブル等依存症対策の強化についての概要では、いろいろな業界でいろいろな取り組みをしていることが見てとれるわけですが、ここに出てこないのが総務省及び宝くじ業界です。宝くじ業界は、まず自分達がギャンブルということをはほとんど認めておりませんし、今回出ている3法案を見ましても、実は宝くじは守備範囲に入っていないのです。

ところが、欧米においてはもう既に宝くじ協会がVLT、ビデオロッタリーターミナルというスクラッチくじを、電子媒体によって短期的にできる、早い話がスロットマシンで、いろいろなショッピングモールやホテル、バーに既に設置しておりまして、実は今、欧米におきまして、カジノという言葉とそこで使われているスロットマシン、それからVLTというのは全く同義とされております。したがって、宝くじ関係がこれに入っていないと既におかしいと私は考えています。また、中国では、実は10分間に1回、ナンバーズの抽せんのある宝くじというシステムが既に始まっておりまして、それは時間を冗長にしたスロットマシンみたいなものなのです。変な話ですが、真面目な話です。それがものすごい売り上げを誇っておりまして、お茶の間でずっと張りついたらまオンラインでロッタリーター

ミナルをやっている人が実際にいます。

ということは、こういうところにおいて宝くじ協会が法案の文言をいじくりまして、全てをインターネット上でできるように変えておりますので、来る将来、必ず同じ問題が起きると私は予想しております。ギャンブル等依存対策法の中に必ず宝くじというものをいれるべきで、例えば広告では、公営競技は規制していますがけれども、宝くじの広告は電車の中でも新聞でもテレビでもありとあらゆるところで出てきますし、あれが実は私は一番いかんと思っています。したがって、大阪の少なくともＩＲにおいては、広告規制という時に、またギャンブル等依存症という時に、宝くじをぜひ守備範囲に加えていただきたいと思います。

以上です。

○溝畑座長 宝くじは総務省の地方債課が担当していて、宝くじと、それ以外の公営競馬、競輪、競艇などは、同じ公営ギャンブルのカテゴリーに属しているはずが、どうして外れているのか理解できないところです。

○坂本局長 インターネットを使ったというところについては、谷岡委員からアメリカなどではというお話がありましたけれども、日本ではまだそこまでいっていないという状況なのでしょうか。

○谷岡委員 日本ではまだいっていないのですが、法律の文言を変えてできるようにしてしまったのです。私は、総務省に随分文句を言いまして、よこしまなことを考えていないかと言ったら、そんなことは一切考えておりませんとやっぱり口では言います。

○坂本局長 いずれにしましても、谷岡委員がおっしゃいました広告の規制は、今回のこの関係閣僚会議のメニューにも入ってございますし、また、ＩＲのこの間の国の取りまとめでも、その点については言及されておりますので、そこはどのような形で施行されるか、また注意深く見ていきたいと思っています。

○溝畑座長 国の方針に対して、大阪がどのようにこれを考えていくかということについて、谷岡委員のご意見もひとつ取り込みながら、今後の国の動向を見ながら進めていくということですね。ありがとうございました。

それでは、他にご意見、質問等はございますか。

○宮城委員 この依存症対策の中で民間の方の話や団体の話が入っていますけれども、今、大阪や日本では、民間での自助グループはどんなものがあってどんな活動をしているのかということについて、もしあれば教えていただければと思います。もしなければ、後で資料でももらえればと思います。

○井谷課長 民間自助グループについては、G Aやギャノマンといったグループ、あとは民間の支援団体などで、ワンネスグループというものがあります。

○溝畑座長 どうでしょうか。依存症対策は、やはり今回のI Rを進めるに当たって、最大限のメリットを引き出しながら、こういう皆さまの課題・懸念をしっかりと最小限に抑制していくという方向性を示してやっておりますので、これは各委員の皆さまから積極的にご意見をいただきたいと思います。樋口委員、どうでしょうか。

○樋口委員 この分野で深く研究したことはありませんが、ただ依存という問題については、ギャンブルだけでなくインターネット上のゲームなども、いろいろと社会的に研究されているということで、そういった状況の中で共通したアプローチがいろいろあるのではないかと思います。それと何よりも、私は東京都の青少年・治安対策本部長という立場で、そういった依存症ということについて、私自身が深く研究していたわけではありませんが、いろいろな専門家の方の知見をお借りして、東京都としてどういう施策に取り組んでいくべきかを検討したことがありましたので、そういった意味で、井上委員をはじめ、専門家の方々の知見を生かして、具体的に検討を進めていく必要があると思います。

ただそのためには、やはりお金と人が必要だと思いますが、どうしても官がやる場合には、予算という制約、あるいは年度という制約もある中で、物事を進めるスピードが遅くなることがありますので、そういったことについても知恵を出していく、あるいは民の方々の力をお借りするということが必要ではないかと思っております。

以上です。

○溝畑座長 ありがとうございます。それでは、廣瀬委員、どうでしょうか。

○廣瀬委員 依存症につきましては、対策による効果がどれだけあるかということも測るべきだと思っております。統計を整備した方がいいと思います。例えば、大阪で独自にとってみて、「今はこうだけれども、対策の結果こうなった」などというものです。シンガポールなどでも依存症患者が目に見えて下がっていますし、あのようなデータを我々も共有できればと思います。もちろん、逆に上がっている場合はしっかりやらないといけないということになりますので、ぜひ統計の整備をお願いしたいと思います。

○溝畑座長 関委員、どうでしょうか。

○関委員 今の廣瀬委員の意見にも賛成なのですが、このI Rについて、I Rが持つプラスの効果のところの訴えをしていくということはもちろん大事だと思いますが、どうしてもこのギャンブル依存症についての不安が拭えないという感じなのかなと、いろいろな世論調査

などを見ても思っています。

そういう意味で、ギャンブル依存症についてこういうことをするという、プログラムの内容をきちっとつくって説明をしていくということは、もちろん大事だと思いますけれども、やはりどのように訴えていけば不安がより拭えるかと、いわゆる予防しようと思ったらできるのかとか、今の廣瀬委員の意見のように対策を打てばちゃんと改善するのだとか、どういう訴え方をすると心配を持っている方々の不安が拭えていくのかというところについても、私どもも対策が必要で、そういうことについての考えも必要かなという気が少ししております。

○溝畑座長 それでは、加賀委員、よろしいですか。

○加賀委員 このギャンブル依存症対策はすごく重要だと思っていますが、これは今までも議論になっているのかもしれませんが、例えば年齢としては幾つぐらいの人から対象にして行っていくのでしょうか。まずこのようなギャンブルの話となると、やはり学生などは少し微妙な感じがしますし、その辺りについてもできるだけ早いうちにこのようなことを知ってもらった方がいいということもあるとは思いますが、いかがでしょうか。

○坂本局長 ただ今、依存症対策に向けた取り組みをスタートする時期についてのご質問かと思えますけれども、もともと今回の有識者の主なご意見の中でもご紹介させていただいていますが、資料の最初の予防・啓発のところで、井上委員、谷岡委員の他に河本先生からも、特に若い世代、高校生ぐらいからの教育が大変効果的ではないかという大変貴重なご意見をいただいております。そういった意味では、そういう時から、子どもにしても発達段階にに応じてということになろうかと思えますけれども、高校生ぐらいからそういうことについての啓発に取り組んでいくという視点も必要なのかなと、私どもとしては今認識しているところでございます。

○谷岡委員 アメリカのルイジアナ州の事例でございますけれども、高校を相手に民間がお金を出して啓発活動をしており、要するにギャンブルは確率、大数の法則によって、長い目で見れば必ず負けるものであることや、のめり込んだ人のいろいろな事例などを啓蒙するセミナーを高校生相手にやりました。実は、ルイジアナ州で3年、5年たって、あそこのカジノができてから追跡調査をいたしましたところ、重い病気にかかっている人の数は余り変わらなかったのですが、予備軍と呼ばれている、ここで言う要するに危険性のある人達が大分減っていました。つまりそういう意味で、はまる人は残念ながらかなりの確率ではまっていますけれども、その予備軍、周辺の人達が大分減ってきているという結果がルイジアナで

出ましたが、その調査に関しては、高校生への啓発が必ずしも働いたという完全な証明はなされていません。でも効果的であろうということは言われております。

ただ、今の日本の高校は薬物に関しては教育をやっていますが、ギャンブルやインターネット、その他お酒についても時間を持つだけの余裕が、もう今の高校の現場には生まれていない。したがって、そういうことをするのであれば、薬物などと一緒にうまく組み合わせてやっていくべきだろうと思います。

以上です。

○溝畑座長 宮城委員、どうぞ。

○宮城委員 今の谷岡座長代理からの話と似ていますが、シンガポールに行った時に依存症対策の病院に行きまして、担当の院長かリーダーのトップの方が、きちんと対策をとれば下がります、抑制できます、ただゼロにはなかなかありませんというお話を実際にしていました。でも彼らは実際にシンガポールでは数値を下げておりますので、依存症対策をきちんととるということはすごく大事なことだと思っています。

I Rにかかる依存症対策で世界最高水準の大阪モデルということを言われていましたが、次期通常国会ではこの各党からの法案が多分最初に審議されて、私はできるだけ早く成立することを望んでいますけれども、そういう時に、この法案が進んでいくのとあわせて大阪の方でも、では、具体的にどういう形でやっていくのか。全てを出せないにしても、こうやっていきますという具体像のところをうまくスピード感を合わせて出してもらっていくと、その後の実施法のところでも依存症対策を最初にきちんとやって、そして実施法の実施の方に入っていくよというめり張りもあって、府民や市民が安心と感じて理解が進んでいくのかなと思いますので、ぜひともいい大阪モデルを言われていますから、それをリアリティーを持って府民や市民に見せていただきたいなと思っています。

○溝畑座長 ありがとうございます。井上委員、どうぞ。

○井上委員 では実際に、依存症対策をどうしていくかということになると、すごくシンプルに言うとしな時間をつくる、しな場所をつくるということになると思います。先ほど来、ネットの話が出ていますけれども、ネットがつながれば極端に言えばどこでもできます。海岸でもやろうと思えばできてしまいます。I Rとしての依存症対策、要はマシンを使ったものと、夢洲という地域における対策と、やはり大阪府下における対策という、何にフォーカスを当てるかというので区別せざるを得ないと思っています。その中で、例えばアルコール依存症の方でしたら何が大事かといったら、毎日、先生のところに行って僕は飲んでいないよ

ということをアピールさせることです。実際、そうすると前の日から飲めませんので、アルコールを飲まない日が何日も続くことで依存を断ち切っていくという、そういうモデルもあります。例えば I R もつくりますけれども、夢洲の中に W i - F i も何もつながらないで健康的に体を動かしたり、趣味で使えるような場所をつくって、ギャンブルのない居場所をつくってあげるということも大事になってくると思います。その辺りについては、I R なのか、夢洲なのか、大阪府なのかということ念頭に置きながら、制度構築の時点でご検討いただいたらいいのかなと思って聞いておりました。

○坂本局長 今、宮城委員から具体的な取り組みについてお話をいただきましたが、この間、中間骨子の中でも依存症対策のトップランナーをめざすということで、想定される対策例を掲げておりますけれども、これをいかに具体化して実効性を担保していくかが非常に大事だと思っております。そういう意味では、私どもとしても、ここに掲げている内容をより進化させるために、依存症の専門家の方のご知見もいただきながらさらに議論を深めていきたいと考えております。

それと、廣瀬委員から実態調査についてもお話をいただきました。この間、今回も資料つけていますが、国の調査では、1 年以内ですと 0.8% という数字が出ておりますけれども、これは実は全国調査ということで、それぞれの都道府県の数値はまだ公表されていない状況です。この辺りについて、国にも問い合わせをしていますけれども、都道府県別の数字が出てくるのかどうか、今は少し判然としない状況です。ただ、私どもも先ほど言いましたように、トップランナーをめざしていくということからしますと、何がしかの実態をきっちりとキャッチし、それに応じて対策を講じていくことが必要だと思います。その辺りについては、依存症の調べ方や聞き方によってもいろいろとパーセンテージも変わってくところもあり、先ほどのパチンコの方の調査と若干違うとか、いろいろな問題もあるようですので、手法的なことも含めて、専門家の知見もいただきながらさらに議論を深めて対応していきたいと考えています。

○谷岡委員 補足しておきます。国の調査では都道府県ごとの数字は無理です。というのは、1 万人のうち 5,000 人が回答したと仮定して、その 1% は 50 人です。50 人を 47 都道府県で分けてこの県が何人だったなんていう言い方をしても何の意味もございませんから、この規模の数値の全国調査では、大阪の状況を知ることは無理だと言っておきます。

○廣瀬委員 全く同意見です。

○溝畑座長 ありがとうございました。非常にいろいろな角度からご意見をいただきました

が、皆さまのご意見をひとつ集約しておきますと、1つは、今後、国の動向をキャッチアップしながらトップランナーとして大阪の方向性をしっかり示していくということ。それに伴いまして人材育成・確保についても、今後しっかり検討していく必要があるのではないかと。しっかりとした統計のデータベースをつくっていくことについて、国の調査なども参考にしながら大阪としての実態把握を検討すること。あと先ほどの意見の中でも、成果指標ともう一つは目標数値について、その対策がどれだけ効果があったかということを示すものを、あわせてつくっていく必要があるのではないかとというご提案がありました。また、井上委員から、これはどのようにできるか分かりませんが、まちづくりといいますか、いわゆる全体のまちのプランニングの中に、そういう依存症対策というものを盛り込んだウェルネス的なことですけれども、こんなものも少し検討してはという意見がございました。

今の意見は全て、依存症対策でトップランナーをめざす大阪府市として、積極的に取り組むべきテーマだと思いますので、ぜひ事務局でそれを参考にして、今後、今年度、来年度以降に取り組みをお願いしたいと思います。

○坂本局長 それと不安を払拭するためということで、関委員からも積極的な理解促進の動きについてご指摘をいただきました。この後、この辺りにつきましては、次の議題の中でもご説明しますが、できるだけ分かりやすく理解をいただくということで、リーフレットなども作成し、それぞれ依存症や治安の関係も含めて、理解を深めていただくためのツールも今作成をしたところでございますので、こういったものを活用しながら、できるだけ分かりやすくIRの姿をご理解いただけるような取り組みを着実に進めていきたいと考えています。

それと、今回の専門家からのご意見の中で、私どもが特に特徴的だと思いましたが、いわゆる事業者にとにかく義務付ける、それも早い段階で義務付けていくということが非常に有効ではないかというご指摘もたくさんいただいておりますので、今後、事業者に対して、できるだけめり込まないようにはといいますか、早い段階での介入をどういった形でできるのか、この辺りも研究を深めていく必要があると思います。

そういう意味でいうと、早い段階という意味では、先ほどの高校生、若い世代からということにもつながるかもしれませんが、その中には河本委員からもありましたけれども、のめり込みがよくないということで、正しいギャンブルとの付き合い方といいますか、健全な楽しみ方というものもしっかりと伝えていく必要があるというご指摘もいただきましたので、この辺りも含めて啓発に生かしていく必要があると認識をしています。

○溝畑座長 ありがとうございました。

それでは、次の議事に入りたいと思います。資料3、IR誘致に向けた理解促進の取り組みにつきまして、事務局より説明をお願いします。

○井谷課長 引き続きまして、私から資料3に基づきまして、この間のIR誘致に向けた理解促進の取り組みについてご説明させていただきます。

まず、1枚目になりますけれども、府民・市民向けセミナーとして、これまで計8回開催し、合計617名のご参加をいただいております。直近の動きとしましては、11月に3回、それぞれテーマを変えまして開催いたしました。第5回の岸和田で行ったセミナーでは、インバウンドをいかに地域の活力に取り組んでいくかという視点でのご講演をいただきました。第6回におきましては、先ほど申し上げましたけれども、谷岡委員、井上委員にご登壇いただいて、医学面からの依存症対策あるいは海外での依存症対策の先進事例をご紹介いただいたうえで、お2人のディスカッションという形式で議論を深めていただきました。第7回では、国のIR推進会議の委員である美原先生にご登壇いただきまして、国での検討の取り組みについて、懸念事項対策も含めて詳細にご講演をいただきました。また、12月には、先ほど申し上げたところですが、市の健康局と府の健康医療部との共催で依存症セミナーを開催し、大阪精神医療センターの籠本院長にご講演をいただき、依存症の実態でありますとか、依存対策の現状あるいは関係課との連携の重要性などについてご講演をいただきました。

次に、資料2ページをご覧くださいませでしょうか。これは第1回から第8回までの理解度ということで、アンケート結果を取りまとめたものであります。理解度としまして、第1回から第8回を通じまして、おおむね8割から9割の方にはある程度理解いただいたというご回答をいただいているところでありますけれども、今後も時期に応じて内容をしっかり精査し、より広く理解をしていただくよう努めていく必要があると考えております。また、下段では、IRに期待するものということで、経済の活性化、ビジネスチャンスの増加というところが最も多く、次に文化・芸術の振興あるいは家族や友人と遊びに行ける場所の増加といった回答が続いております。また、懸念事項につきましては、観光客の増加に伴うトラブルあるいは交通問題、犯罪や依存症患者の増加といったところが上位に来ているという状況であります。

次に3ページをご覧くださいませでしょうか。対象別のアプローチということで、一般向けのセミナー以外にも、対象別に様々な団体にアプローチを行い、理解の促進を図るべく努

めているところであります。対象によって、I Rに対する基本的な考え方であったり、興味・関心などが違うため、それぞれ対象別に目的、狙いというものを定めて行っております。若い世代ということでは、大学を中心に授業・講義に行かせていただいたり、あるいは地元企業というところでは、商工会議所あるいは各種経済団体にビジネス機会の増加の期待といった内容を中心に、出張で説明の機会をいただくという取り組みをしているところであります。

次に4ページをご覧くださいませでしょうか。次のページでは、理解促進を図るための広報ツールの活用というところで、先ほどもご紹介がありましたリーフレット「I Rって何」という形で、一般市民・府民向けにI Rの基本的な内容でありますとか、我々が取り組んでいる懸念事項対策でありますとか、そういったことを一覧でイラストやグラフを使って分かりやすく説明したリーフレットを作成しました。また、これと並行して、今現在、ミニリーフレットという形で、手に取りやすい大きさのもので工夫して、できるだけ多くの方に手に取っていただけるよう、情報が行き届くように作成しようとしております。それをテーマ別に検討しておりまして、I Rの魅力、あるいはギャンブル依存症対策、治安・地域風俗環境対策と、こういったテーマ別にミニリーフレットを作成しようと考えております。また、イメージ画像ということで、大阪夢洲でのI Rが、視覚で、イメージで伝わるようなイラストも作成しようというところで今検討しております。あと、動画ということで、動画の特性を生かして視覚に訴える形の動画というものも、今後作成していこうと今検討しているところであります。

次に5ページになりますけれども、そういったこれまで様々な取り組みを行っている中で、見えてきた課題という形で整理させていただいております。1つ目の「・」で、セミナーに関しましては、I Rに関して比較的関心の高い方が参加されており、アンケートからもそういったことが考えられます。2つ目のところで、参加者の内訳として、年齢別ではやはり40代、50代が全体の約半数を占めているのに対しまして、20代の参加者が約1割ということで、若い世代がなかなか参加していないという状況があります。セミナーの集客については、様々な手法を用いておりまして、記載していますように、府政だより、大阪市の広報紙あるいは鉄道会社の沿線情報の掲載、商工会議所などと連携した広報活動など、様々な告知に努めていますが、現時点ではなかなか幅広い層に興味・関心を持たれるに至っていないのではないかと考えています。また、先ほどご説明申し上げた対象別のアプローチということにおきましても、経済団体、大学という形では、徐々にではありますが行っていますが、女

性へのアプローチが課題だと考えていまして、今後、様々な女性団体へのアプローチなども検討していこうと考えております。

私からの説明は以上です。

○溝畑座長 ただいま資料3のIR誘致に向けた理解促進の取組みにつきまして説明がございました。

これにつきましてご意見、ご質問等はございますか。リーフレットはどれぐらい配られているのですか。

○井谷課長 今、3,000部作成していまして、そのうちこれまで約半分の1,500部ぐらいを、セミナーなどで配布しています。

○坂本局長 先ほどミニリーフレットというのがありましたけれども、今現在作成しているのは、一応トータル版ということで、それぞれ質問1のそもそもIRって何から始まりまして、どうして大阪に必要なのかというのが2番目、それから中をあけていただきますと、国際会議場、展示場との関係あるいはカジノとの関連性について質問形式でやった後に、特に5つ目では場所の話、そして6番目はプラスの経済的な効果も含めたところについてご理解いただくという趣旨、そして特に懸念があるものについては7番目として、依存症の対策なり治安・地域風俗環境対策をあげており、ここはそれぞれシンガポールの取り組み事例もグラフで織り込みまして、それぞれ有効な対策をとることによってしっかりと抑制することができるということをできるだけ広くご理解いただけたらと考えております。

○溝畑座長 宮城委員、どうぞ。

○宮城委員 商工会議所の中にはいろいろな意見がありますので、私どもとしても、逆にいろいろな意見があるからこそ、IRについての府と市の取り組みなどいろいろなことについて、毎月、商工会議所の役員会、常議員会と私ども呼んでいますけれども、そういう場がありますので、その場では必ずIRについて動きがあれば皆さまにご報告をし、今、政府が何を考えているのか、あるいは大阪府、大阪市がどのような努力をしているのか、そういう情報をきちんとお伝えして、皆さまの理解の増進を図ることが大切かなと思っています。実際にIRの担当の方にも来ていただいて、非常に細かいところまでご説明いただきました。IRというものがどういうものであるのかということを理解したうえで、いろいろな意見を私どもも言っていきたいと思っていますので、できるだけこのIRについての最新の動向を含めて、いろいろなPRあるいは理解の増進に努めていきたいと思っています。

ただ一方で、新聞の世論調査などを見ると、数字についての水準云々かんぬんよりも、数

字があまり動かない、一生懸命努力されていますが、少し理解のところの数字が動いていないので、そこはやっぱりマスとしてはもう少しいろいろな工夫が要るのかなと、市民レベルでのPRというか、理解の増進について、特に女性についてはということなのかもしれませんけれども、以上でございます。

○溝畑座長 谷岡委員、お願いします。

○谷岡委員 資料1に戻りますが、国の動向等についての3ページ目に、議会における主な質疑の中のIRのマイナスの効果という質問で、周辺地域の消費が減りマイナスの効果となるため云々という質問があります。これはどの党が出したか大体想像はつきますけれども、この類いの議論というのは、ほとんど全ての証拠（事例）で実はそんなことは起こっていないというのが学者の世界の常識であります。静岡県立大学の経済学者がこれを言い始めたのですが、彼が出している例というのは、実際には実現しなかった仮説、仮定であるニューハンプシャー州の事例にすぎませんので、実はそれは実際にニューハンプシャーでカジノをつくったわけでも何でもなく、仮定に基づくいろいろなシミュレーションの中で一部こういうことが起こるといった言い方をしたのです。彼が前提としているのはスタティックな静的な成長のない範囲の限られた議論、しかも期間を限定した議論にすぎません。また、よくこういう議論をする人達が出してくるのは、アトランティックシティの周辺、1マイルほどで飲食店が何年以内に80軒倒産したという論文が、実は昔あったのです。でもその後、きちんと範囲を広げて、期間を広げて調べてみたところ、実は5マイル圏だと逆に320軒ほどレストランが増えていたのです。つまり自分のいいところだけをとって議論をする人がいますので、そのところはぜひ気をつけていただきたい。

そして、IRは、どの国でできたものについても、900もの職種があり、そのうち3分の1は新しい職種ですから、既存のものを取り上げる云々というよりも、成長産業として全く新しい産業を起こすということを、もう一度皆さまに重々認識しておいていただきたいと思います。

○坂本局長 谷岡委員、ありがとうございます。ただいまの議論のところで、私どもの答弁の1つ目に入っておりますけれども、国内外から新しい人、物、投資を呼び込むということで、IRというのは新たな観光資源を創出して需要自体を拡大させていくものだという認識に立ってございますので、そのようなスタンスで今後も取り組みを進めたいと思います。

あと、宮城委員から、まだまだ理解の数字がなかなか変わらないという厳しいご指摘もいただきましたけれども、そういった意味で、私どもはこの分析にも挙げておりますように、

若い世代、それから特に女性、このあたりも含めてまだまだ取り組みを強めていかないといけないということを再認識しているところでございます。

○廣瀬委員 3点申し上げます。1つは、このI Rで何をするかというところで、M I C Eをもう少し強く打ち出してもいいのではないかと思います。つまり、「M I C Eによって、こんなにいろいろと新しい情報が入ってくるよ」ということです。この点、大阪は随分と情報が遅れていますけれども、2番煎じ、3番煎じの展示ではなくて、世界トップのものが来るということを示すのも一つだと思います。

それと、先ほど谷岡委員がおっしゃっていましたが、世の中では、「カジノで儲けようとしている欲の皮が突っ張った連中のためにI Rを整備するのか」といった議論をなさる人はたくさんいらっしゃいますけれども、カジノは負けるものです。あそこは儲けるところではありませんというのを、それとなくみんな知っておくべきではないかなと思います。そういう意味では、高校生に対して、「大数の法則では必ず負ける」ということを教育していくというのは、重要なことではないかと思います。宝くじもみんな平均すれば負けると、一生のうち1回当たれば儲けものと思ってやっていますので、そういうものですよと、肩の荷をおろしてもらう方がいいのかなと思います。

3つ目ですけれども、このリーフレットの中にも、シンガポールにおけるギャンブル依存症の割合が書いてあります。これはやはり対策前と対策後が大事でして、「何もやっていない時の数字が、対策したらこんな数字になりました」ということが重要です。大変かとは思いますが、早いうちに着手されて良いデータをとっておかれた方がいいと思います。

以上です。

○溝畑座長 ありがとうございます。そのほか、勝見委員、お願いします。

○勝見委員 この市民への理解促進という観点で2点ほど、今後の課題があると思っています。

1点は、これは行政広報の構造的な課題も含んでいますけれども、やはり大阪市内、大阪府内の広報はできたとしても、隣県や隣接地域になると、急にがくっと理解が減ってしまいます。京都や神戸に行くと、隣の大阪が何かやっているという感じの受けとめられ方しかないということで、もう少し周辺地域への理解促進をどうやっていくかということは、今後大きな課題になっていくかなという気がします。今、それに対する答えがあるわけではないですが、それが1つの課題です。

もう1つが、これが一番重要だと思いますけれども、来年以降、事業者選定などのプロセ

スに入っていきます。この部分は事業者選定の大変デリケートな部分もあるものの、全く市民にそのプロセスが開示されず、共有できずにぽこんと急に何か上物ができてくるということとはあり得ない話で、都市計画であったり、ゾーニングであったり、段階ごとに市民と共有することが大変重要だと思います。そういう意味では、これは事業者選定の制度設計の問題だと思いますけれども、やはりその制度設計のプロセスを市民と共有できる仕組みづくりをやるべきだという気がして、一部アメリカなどでは、そういったところで、そもそもこういった会議をインターネットで放送しながら全部市民と共有していくという事例も実際にあるわけです。そこまでやれるかどうかは別としても、それぐらいやっていかないと、理念の部分であったり、このパンフレットにあるべき段階だったら今まではいいのですが、これ以降はもう少し具体的にどんなものができるのだろうなど、どういう経済効果で具体的に何なのかということを、一つずつ段階的に共有するということが大変重要だと思いますので、この辺りはこの中でも具体的なものを含めて提案して議論していきたいなと思っております。

以上です。

○溝畑座長 関委員、お願いします。

○関委員 2点申し上げたいと思います。

1つ目は、いろいろな方々を対象に様々な機会を設けていただいているということで、大変素晴らしいと思いますが、IRというのは非常に多面的なものだと思います。ですから、人によって関心を持つ部分も様々ではないでしょうか。例えばMICEの誘致に強い関心を持っている人もおれば、カジノのネガティブな部分に関心の強い人もいるかもしれないし、あるいは場合によっては伝統芸能などに関心の強い人もいるかもしれない。だから、それぞれの対象の方々の関心度合いというものを、もう少しセグメント化して私どもが分析をしながら、こういう方々にはこういう点を強く訴えていくと、そういうような対策の立て方も大事ではないかと思います。例えばMICEについても、私は個人的にはMICEは非常に大事だと思いますし、そういう方もたくさんおられると思います。そういう人にとっては、では、このMICEが今、大阪、関西ではどういう位置づけにあるかというようなところの情報など、既に提供いただいているかもしれませんが、そういうところも強く訴えていきながらやることもあるかもしれません。あるいは観光業に関わる方にとっては、いわゆる大阪の観光にとっての課題というのは、例えば、いかに1日の長い時間を観光で楽しんでもらえるか、つまり夜ですが、そういうことも課題だという時には、このIRが一つの起爆剤にな

るということも、もしかしたらいい材料になるかもしれませんし、そういうことで相手の方の関心度合いというものを私どももう少し、またさらにセグメント化しながら、訴えかける内容をカスタマイズしていく必要があるという気がいたしております。

もう一つは、非常に素朴な質問を私も受けたことがありますけれども、カジノのないIRはないのですかということをお聞かせいただきまして、いや、それは展示場や国際会議場、いろいろなエンターテインメントなどを大規模にやろうとすると、諸外国でもカジノの部分での一定の収益が、いろいろな他の事業を展開する上で必要になってきており、こういう構造であるということをご説明していますけれども、先ほどの1点目の相手の方の関心度合いに応じて、そういうことも訴えていきながら、素朴な疑問も解いていく必要があるという気がしています。

○溝畑座長 全国で、大阪のIRの誘致について話す際、IRを誘致する理由、意義として、日本が2020年、2030年に、観光立国として4,000万人、6,000万人を達成し、なおかつ質の高い観光サービスを提供してMICEの競争に勝とうと思えば、MICE施設で一つ突き抜けたものが必要で、しかもスピーディーに必要となる。観光立国を2020年東京オリンピック後も強力に推進するため、また西日本、関西の広域観光のショーケースになる拠点をめざすという説明をすることで、大阪だけのためのプロジェクトではないことを理解してもらいます。また、スポーツ業界から飲食業界、警備業界などいろいろな方々に、皆さま、IRが完成したら皆さまに大きなビジネスチャンスがうまれると話をしています。

大学に行くと、IRが立地すれば、将来、たくさん給料がもらえる新しい雇用が生まれますよという話を必ずします。大阪のとある大学で講演した時に、いきなり学生がやってきて、溝畑さん、IRが立地すれば、依存症が増えて、治安が悪化して酔っ払いばかりうろうろして大変ではないですかと言われました。君はラスベガスに行ったことがあるかという話をしたら、行ったことがない、でも何となく新聞の映像を見てしゃべっていましたということだったので、正しいことをきちんと説明して、特に、我々の目的が国際観光・地域経済・MICE、そしてまた、関東の一極集中を変えていきたいのだという話から冒頭入っていくと、大概、学生の皆さまは理解が深まります。

いろいろなところに我々が出向いていって思いを伝えていけば、1年、2年であつという間に広がるのではないかという感じがしています。本日お集まりの皆さまは、おそらく考えていることは同じで、正しい情報をしっかりと多くの関係者、住民の皆さまに伝えていくということが大事で、そういう意味ではこのパンフレットは非常に分かりやすいです。先ほど

の皆さまのご意見も加えて、これが普及していけば、皆さまの理解は進むと思います。実は、先日も松江や陸前高田、被災地に行って I R の説明をして、将来的には、I R ができれば皆さまのところにもお客様を誘客できますという話をしたら、大変興味を持っていただける。大阪のみならず、全国、日本国中あるいは海外に行っても、みんなで手分けして経済界も上げて、積極的に広報をやっていけば、必ず理解が進んでいくという感じがしています。

他に皆さまご意見はありませんか。加賀委員、お願いします。

○加賀委員 少し細かい話で恐縮ですけれども、セミナーの開催状況で、今まで8回行っているということで、参加者属性については、最後に、20代の人が少ないというデータがありましたけれども、例えばどれぐらいの年代の人が、あと性別についても、女性の理解があまりというようなことがありましたが、どれぐらい参加されているかという、そういう属性に関する情報というのはいかがでしょうか。

○溝畑座長 事務局、お願いします。

○井谷課長 男女の比率につきましては、やはり男性の方が圧倒的に多く、7割か8割ぐらいです。あと属性についても、40代、50代、60代で合わせて75%ぐらいになるという感じです。あと30代が15%ぐらいで、それではほぼ9割となります。

○加賀委員 これからの対象別のアプローチのところ、女性を対象とした、ある程度女性の参加が多いような大阪府や市のセミナーであるとか、それと抱き合わせで、例えばこれからの大阪のまちづくりというようなことで、I R だけではなくてもう少し他の大阪府市のこれからの取り組みの中でご紹介するとかいうことも含めて、いろいろな情報提供の仕方を考えることができます。そう考えましたら女性には、なかなかこういう大阪府市の政策に関わるようなところでの情報入手をできるような機会が、個人的に考えても少ないと思います。

そうすると、例えば卑近な例でいうと、テレビやマスコミで取り上げられるなどあるかと思いますが、I R ができることでまちがどう変わるのかというところを、たぶんこれから説明していくことが必要になってくると思います。女性だけではなくて、I R で、先ほどもありました観光や経済振興など、いろいろな面でどれぐらい変わってくるのかというようなこととあわせての問題点、それも踏まえてきちんと情報提示ができるような資料の準備といったことも、考えていく必要があると思います。

今後、こういう対象別でいろいろアプローチされる場合に、先ほどの参加者情報など、基本的な情報もあわせてご提示いただければありがたいと思います。

以上です。

○溝畑座長 他にはよろしいですか。またこれはぜひ事務局にお願いしたいのですが、これから実施法が議論されていく時期、実施法が成立してから各政府の政省令ができる時期、その時期に応じてまた世論というか、盛り上がりが変わってくるので、ぜひその辺りのタイミングを見ながら、大阪の場合はトップランナーなので早目早目に、逆に言うとそういった理解促進をモデル的に進めていくような形が、我々がとるべき立場だと思いますので、その辺りについて、ぜひ委員の皆さまのご意向を踏まえまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂本局長 大変貴重なご意見をいただきましたので、座長からありましたように、それぞれステージに応じて的確な市民理解、府民理解の促進に全力を挙げていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○溝畑座長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に入りたいと思ひます。まちづくりの視点が重要であるということでございまして、今回ご専門でございまして加賀委員より、これからのまちづくりという視点で、事例を含めてご紹介いただきます。加賀委員、よろしくお願ひいたします。

○加賀委員 では、本日は、先ほどご紹介いただきましたように、これからのまちづくりについてということで、I Rを考えていく際に、大阪のI Rや、また夢洲全体も含めたまちづくりのあり方をいろいろ考えていく必要があるだろうということで、話題提供の側面もありますが、まちづくりにおいて考えていく視点をお話しさせていただきたいと思ひます。

まず1つは、大阪I Rのめざす姿ということで、これは今までこの推進会議でも確認している内容です。時間軸に沿った成長・発展であつたり、ポテンシャルを生かした価値創出、そして空間軸に沿った成長・発展が、文言として挙げられているかと思ひます。そこにも入っている内容ですけれども、私自身すごく重要だと思ひているのが、魅力ある都市形成です。人や産業を呼び寄せるための魅力づくりはどうしていったらいいかということが、このI Rを考えていく際にもすごく大事ではないかと思ひますし、また、世界的規模での環境負荷の低減ということで、これはこれからの大きな、ある種大規模開発ですので、そういう開発をしていく中で、環境負荷も低減しながら、次世代型のまちづくりをしていくことも重要かと思ひまして記しております。

こういうことから、まちづくりにおける視点ということで、これは全部ではないですし、また、順番というのもどれが優先的かというようなこともいろいろな考えがあり、今こうだということは言えませんが、大きく私自身、5つの視点が重要かなということで挙げさせていただいております。

まず、スマートなまちづくり、スマートコミュニティやスマートシティといった概念、2番目のI o Tを活用したサービス提供にもつながってきますけれども、そういったI o Tを活用したまちづくり。2つ目がI o Tを活用したサービスの提供で、これは人や物、そしてまた事業者という、ビジネスなどにもつながってくるようなサービス提供です。3点目はエリアマネジメントの導入ということで、これはエリア、大きな大阪I R、そして夢洲というような単位でエリア全体をマネジメントしていくという考え方を入れていくということ、そして施設・空間デザインの考え方であったり、利用者を考慮した機能計画ということで説明させていただきたいと思います。

配付している1枚物で両面の資料がございますが、そこには文言だけ書いておりますので、それを補足するような資料や説明であったり、画像での説明を、前面のパワーポイントでしておりますので、パワーポイントをベースに見ながらお話を聞いていただければと思います。

まず、1点目のスマートなまちづくりですけれども、これはスマートコミュニティやスマートシティといった文言で、今きっちり定義されているわけではないですけれども、そういう名称で新たな次世代のまちづくりがされているということです。これはNEDOの定義ですけれども、新しい電力制御技術とI C Tを組み合わせたということで、かなりかた苦しく書いていますけれども、実際にはエネルギーだけではなくて、例えば地域の交通システムやライフスタイルの変革などを含むような、生活全体に関わる社会システムまで含めた大きな考え方であるということです。ですので、どうしてもエネルギー重視というようなところや、またハード重視という感じで、日本のスマートシティやスマートコミュニティが進んでいますけれども、そこだけではない概念で、今回、ぜひこのI Rでは考える必要があると思っています。

例えば、スマートなまちづくりの立地状況ですけれども、このように世界中いろいろなところでそういうまちづくりが進められています。構想中のものも含めましたら世界で400箇所以上の地域で、このスマート技術を用いたまちづくりが進められているという状況です。日本では、有名なところはけいはんなであったり、北九州、横浜、豊田市をはじめとしたところで進んでいるというところです。

このスマートなまちづくりのタイプ分けですけれども、実はこれは地域、そしてどのような段階でまちづくりを行っているかによって、大きく4つのタイプに分けられると言われております。1つは、対象地域としましては、新都市型という新しく建設した都市で考えていくこと。そしてレトロフィット、これは既存の都市で考えていくという形になるので、今回の

I Rは新都市型になると思います。そしてまた、実運用でも実際に試行していくのか、そして社会実証のような実験的なものも含めて挑戦的に進めていくのかというような取り組みでいうと、今回、それこそ世界最高水準をめざすというところを考えると、社会実証まで含めた形の取り組みということが考えられるのではないかと考えています。

そういう中で、スマートコミュニティが対象となるインフラというところで行きますと、先ほど申しましたように、エネルギーだけではなくて、例えばハードでも、インフラでは交通システム、上下水道、情報システムを扱いますし、またソフトも、それこそ人々の暮らしや仕事全体に関わってきますし、今回は医療サービスや高度医療サービスというものもありますので、そういうものも入っていたり、あと防災や防犯というものもここに入ってくると思います。

ここで1つ事例として挙げましたが、スペインのバルセロナ、今、選挙で大変な状況だと思いますが、その都市が実はこういうスマートシティの先進的な取り組みをされているというところで有名です。ここのスマートコミュニティの取り組みは、ここで書いていますように、I C T、メディア、エネルギー、医療工学、デザインといったいろいろな施設が集積してクラスターをつくって、そしていろいろ取り組みをしているということです。具体的にどういうことをやっているかということですが、それがW i - F iを活用してスマートサービスをいろいろな分野で行っているということで、例えばスマートライティングというような、これは照明器具、公共施設の照明などをいろいろ適切な明るさに調整して、エリアごとにコントロールしていこうといったようなもの。あとはスマートなごみ収集で、これはごみの収集の満杯をW i - F i経由で察知して、そしてごみ収集をうまく効率的に行っていこうというような考え方です。あとはスマートパーキングで、これはW i - F iをベースにしてどこが駐車されているかされていないかなどを管理することによって、いろいろ収入などをしっかり確保していこうというようなこと。そして、バスサービスなどもありますし、また位置情報分析という、今でいうビッグデータにも絡んできますけれども、人や物、物流などの位置の情報も分析・解析するというようなことが、今、技術上はできるというようなところから、そういうものをベースにした、例えばマーケティングなどに活かしていくようなことをしたり、あとは環境センサーというようなことで、騒音や大気汚染などを逐次データ収集・分析していくといったようなこともできるような形にしています。スマートサービスとバルセロナ市では呼んでいますけれども、このようなサービスを市民や、またビジネスに対してのサービスを行うことによって、ここの地域で、例えば訪れるとか、地域に訪れた

り、またそこで仕事をするといったことを誘発するような、そのような形のまちづくりをしているという例でございます。

大阪 I R においてスマート技術はどういうところで使えるのかということ、これはごく一部の例ですけれども、例えば交通のスマート技術というと、今は個人用の電気自動車、そして自動運転の自動車の開発なども進んでいますので、そういう実証実験も兼ねて、それこそある部分までは公共交通で来て、パーク・アンド・ライドで自分の自家用車で来るけれども、この I R の中や、また夢洲の中では、それこそ自動運転の自動車で皆さま移動するなど、そういう交通の上でも今までにないようなことを社会実証実験的にやっていくといったようなことも考えられるかと思います。また、それこそ次世代といいますか、将来にできるような技術として、例えば車内でも楽しく快適にというような、この大阪 I R に来ればすごく楽しい、今まで体験したことがないようなことができるよというようなこと。例えばということで挙げていますけれども、E V のまちのタッチディスプレイをしたり、車に何かすごくきれいなものなどが映りながら、いろいろと中を楽しめるといったようなこともできるようなアイデアもあると思います。また、さっきごみ収集がバルセロナの例でありましたけれども、例えばこういう清掃とスマート技術で、それこそ日本のロボット技術を、うちの阪大などでもロボットの研究をしています、そういうところをうまく使って、きれいなまちづくりなどにもつなげていけるということも考えられると思います。

そして2点目、これは I o T を活用したサービス提供ということで、これは先ほどのスマートなまちづくりともだぶる考え、話にはなるかと思いますが、ここでは情報インフラとして、W i - F i の夢洲全体のサービス提供を前提にして、来客者やビジネスユーザーに対しても、情報サービスを提供するということを、この大阪 I R 全体で進めていってはどうかということです。どのような情報サービスを提供するかというと、先ほどの話にもありましたように、人の行動データも収集できますので、それをベースにしまして、例えば、人の活動を誘い出したり、あとは安全・安心に結びつくようなサービスです。今までの会議の中でも、そのような人の安全・安心というようなところについて、こういう行動情報というのは重要ではないかというようなこともあったかと思いますが、そういうことにも結びつけたような形のサービスを提供していく。例えば、店やエリアで受けられるサービスのガイドの情報やナビゲーションの情報など、安全・安心のサービスが提供できるのではないかと思います。テナント事業者にとっては、そのような来客者の情報、個人情報については、実は来客への情報サービスの提供を行うと、例えば広告 P R ができるといったようなことや、あ

とはマーケティングや防犯・防災などに活用できるということ。来客者にとってはそういうサービスを受けることによって、いろいろとお得になるような、そしてまちを楽しめるような情報が手に入れられるし、テナント事業者にとっても、そこからまたビジネスにつなげていけるような、そしてまちの安全性にもつながるような情報が得られるということで、ウイン・ウインの関係ができるのではないかと考えています。そこでは、先ほど申しましたような、オープンデータの活用が不可欠になってくると思います。

次に3点目ですが、これはエリアマネジメントの導入ということで、このエリアマネジメントはどういうものかといいますと、下の方に書いていますが、あるエリアの環境の維持や向上、そして管理を実現していくために、その地域住民であったり、事業者などが様々な自主的な取り組みをしていくというものです。実際には事業者、地権者、行政などが、大阪IRの場合は進めていくという形になると思います。こういうエリアマネジメントというのは、実は日本での自治会などが一つベースになっていると言われていまして、地域住民や地権者の人達が、身近な環境や安全・安心に関心が高まっていったり、あとは地域のストックとして持っているもの、資源などをマネジメントしていく必要であったり、地域の特色づくりということで、言いましたら地域間競争が今すごく激しくなっています。例えば大阪の繁華街であれば、梅田、難波、天王寺がいろいろと競争しています。IRも日本の中で幾つかできるという中で、そういう地域の特色づくりをしていく上でも、組織立って地域をどうしていくかということを考えていく仕組みとして、エリアマネジメントが必要だと思います。

エリアマネジメント自体は、商業業務地、住宅地、それぞれで展開しておりまして、実際に開発、つくることだけではなくて、つくった後にどうやって維持管理をしていくかというところまで考えるというものです。具体的な活動としては、場所によっていろいろあります。例えばデザインガイドラインをつくったり、それを遵守していったり、あとは景観誘導したり、地域の美化、防災・防犯、地域プロモーション、地域サービスを展開するなど、いろいろな観点から地域の価値を上げていく、向上していくような活動をしているということです。実際に先ほど、商業業務地、住宅地でもやっていますと言いましたが、日本の場合、例えば大規模な跡地型です。これは大規模な遊休地がありまして、そこに例えばエリアマネジメントしていく場合や、混在市街地の場合、成熟市街地の場合ということで、それぞれ取り組みの仕方が違います。今回、大阪IRの場合でしたら、一番上の大規模跡地型といいますか、そういうところに一体的に幾つかの事業者が関わって取り組んでいくという形になると思います。そこでも地権者合意型であったり、あとは行政と地権者が一緒にやっていくというよ

うなことがありまして、大阪でしたら大阪のビジネスパーク、OBPであったり、グランフロント大阪などが、このようなエリアマネジメントの仕組みを取り入れながら進めているということでは有名なところですよ。

1つ事例としてグランフロントのTMO、これはタウン・マネジメント・オーガニゼーションといいまして、エリアマネジメントをやっている組織は、先ほどのタウン・マネジメント・オーガニゼーションの頭文字をとってTMOという名称で呼ぶこともございます。ここはグランフロントの実際の事業者、三菱地所を筆頭にした事業者がこのTMOを構成しており、大阪市での上位計画において、大阪駅の北側、このグランフロント大阪の部分、この地域を基本計画として位置づけて、エリアマネジメントの取り組みをほぼやっているという形です。どのようにしているかという、大きな取り組みとしては、公民連携でやっていくということと、その地域の特色、その場所の特色、そして魅力を出すために体験などを主体的につくっていけるような形でいろいろな活動をしていこうということで、大きく6つの活動をされています。

先ほど申しましたように、開発事業者、12社によってつくっているということなので、例えば大阪IRを考えると、事業者が中心になってつくっていくということが一つ考えられます。活動としては、例えば、公共空間の管理であったり、オープンスペースと言いまして、公共的に誰でもある24時間やある一定時間使える空間を、どうやって活かしていくかということや、あとは交通のマネジメントなどをやっています。

具体的に説明していきますと、例えば、グランフロントの周辺の歩道ですが、歩道空間をこのTMOが管理しています。その施設について、例えば、緑化や清掃、放置自転車があれば撤去したり、防犯対策でガードマンが巡回するなどしていまして、そういうことをすることで快適な歩道空間を維持しているというような形です。

また、ここの一部では、オープンカフェをしているところがありまして、食事施設がそのまま道路側にも店を張り出し、オープンカフェという形で食事提供できるようなスペースをつくっていますが、これは特定道路占用許可を踏まえて、そういう事業を実施しているという形です。また、広告版やバナー広告などを、こういうストリートファニチャー、街灯などに合わせて設置するような形にして、広告収入などをベースに収入を得たものについては、TMOの活動資金として、地域の活動、この場所の活動に活かしていくということで、地域循環がしていけるようなビジネスモデルになっています。

交通マネジメントは、梅田周辺では結構見かけるので、ご覧になった方もいらっしゃるか

と思いますが、うめぐるバスや、うめぐるチャリというレンタサイクル、また、パーキングの駐車場の管理などをやっけていまして、この収入もTMOの活動支援にしているという形です。梅田は、結構JR大阪駅やJRの高架があつて、なかなか南北が行きにくいという課題などが言われていまして、歩く人達が歩いて梅田を回る際に、こういうバスも使つて、梅田を回遊しながら、いろいろと買い物や飲食を楽しむことができるような展開を、TMOがサポートしているという形です。あと、こういうデジタルサイネージなどを活用しまして、にぎわいをつくりながら、広告収入をTMOの自主財源の確保に回していくという形です。

また、先ほどの公共空間のところでは、いろいろなメディアを使いながらにぎわいをつつていこうということで、プロジェクトマッピングをしたり、こういうオクトーバーフェスト、これはオクトーバーフェストと言いつてもやっている感じがしますが、そういったいろいろなイベントを常時やっていくことで、にぎわいと地域の活性化につなげていくということをしています。また、まちの情報のプラットフォームということで、先ほどの個人に対する情報提供というところにもつながってきますが、このようなアプリを使ってサービスをしていきます。先ほどのIoTを使った情報サービスなどについて、TMOなどのエリアマネジメントを組織する事業体が実際に運営をして、その収入をそういう活動に回していくというような形が考えられるのではないかと思います。こういうBID型のエリアマネジメントは、地域経営のプラットフォーム的に、BIDというのが実は先ほどのエリアマネジメントとはまた違う名称で述べていますけれども、そのようなプラットフォームが、いろいろな事業体と連携しながら進めていくという構図になるということでございます。

残りの視点については、余り時間がないので省略させていただきますが、こういう施設空間デザインということで、これは今までの会議でも私から提案させていただいたりしていましたが、立地特性をうまく生かしたようなシンボリックでアイコンックなデザインや、非日常性を感じるデザイン等をめざしていくということも必要だと思います。また施設のトータルデザイン、4つ目に書いていますが、デザインガイドラインやマスターアーキテクトというような形で、いろいろな幾つかの施設ができると思いますが、それをトータルにデザインしていくということが必要だと思っています。

最後に、5つ目の基本的な考え方としましては、利用者を考慮した機能計画ということで、これはそれこそ楽しめる時間や空間の提供ということを、どのようにしていったらいいかというようなことで、実際にここは、どこまでIR推進会議の場などで考えるのか、事業者選定の時にもいろいろ議論になるかと思いますが、例えば、機能例としましては、カジノをは

じめとしたMICE機能やエンターテインメント、文化、飲食・物販といったようなものが入らないと、魅力のある一つの都市という形での形成は、なかなか難しいと思いますし、そういうところをうまくPRしたような形でのIR施設の理解促進も進めていく必要があると思います。

最後に、基本的な考え方ということで、これは順番としては先ほどの方針の前に言うべきことでもあります。ここで考え方の復習を兼ねて申しておきますと、1つは夢洲全体でのまちづくりの必要性ということで、今は大阪IRの話を中心にしていますけれども、大阪IRの位置する夢洲全体をどう考えていくのかということが基本構想案で出ていますので、また必要に応じて、その夢洲まちづくり構想のブラッシュアップをしていく必要があると思います。

あとは、先ほどの基本方針にも絡んできますが、どういう人達をターゲットにして誰に求めてもらうのかという想定を、ある程度しておく必要があると思います。それはどのような導入機能を考えるかということもありますし、どのような観点から大阪IRの特徴を考えるかというところにもつながってくると思います。そうすると、例えば日本人であれば、ファミリーや子ども連れ、ビジネスパーソンのグループ、シルバーグループ、女性グループといったような人達が、結構ターゲット層になると思います。外国人でしたら、ビジネスパーソン、富裕層、アジア中心なのかなということで、これは想定で挙げていますけれども、こういうものをある程度絞り込んだうえで、ターゲットを踏まえて設定したペルソナ、これは顧客の人物像ですけれども、そういう人達の時間・空間の過ごし方を想定しながら、実際の機能などの検討もしていく必要があると思います。

あとは、整備において、先ほどのエリアマネジメントの組織化をにらんで、自治体、事業者の役割といったことも、ある程度想定しておく必要があると考えます。

それでは、私からは以上です。

○溝畑座長 加賀委員、ありがとうございました。

本当に資料をしっかりと整理いただきまして、今いただきました意見は、中間報告の骨子の中にも、このIRのプロジェクト自体が経済成長のエンジンとして持続可能な投資をどんどん誘発していくエンジンになるのだということを踏まえたうえでいきますと、こういうまちづくり、都市政策という観点からの議論は非常に大事だと思っております。

また、前回の推進会議の中でも、官民一体となってこのIRのプロジェクトに取り組んでいくべきだという意見もございましたので、そういう意味で加賀委員の意見は、今までの議

論を踏まえたうえで、さらに少し踏み込んだ形でのご提案でございました。

今の加賀委員の資料の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

○関委員 大変大切なポイントのご説明をいただいたと思います。私どもの会員企業からも、夢洲について、最終的にどのようなまちにしていけるかというマスタープランがどうしても必要ではないかということを求める声がたくさん出ております。これはやはり幾つか視点があると思います。

1つは、夢洲の島全体についてどういう時間軸でどういう機能がそこに入ってくるかということは、夢洲への交通アクセスについての投資判断にとっても、大変大切な要素になると思います。

また、今、スマートサービスやI o Tなどのご説明がございましたけれども、夢洲にどういうインフラが用意されるかということも、これは夢洲に進出してくるであろう事業者にとっても、とても大切な情報であると思います。この夢洲のインフラについていうと、結局インフラにはすべからずコストがかかります。ですので、そのコストを誰が払うのかということにも、どうしても帰着をしてこようと思います。ですから、理想的にはよりレベルの高いインフラが整備されて、その分お金もかかるわけですが、ただそのインフラが夢洲に対する集客力を高めるということにもつながれば、それは一定、お金の回転がポジティブな方向で動いて生じるということになれば理想的だと思います。

いずれにしても、どのようなインフラを整備するかということは、まちの構想自体も大切ですし、またそこに出てくる事業者にとっても大変重要な情報であろうと思います。ですので、こういう視点についての議論はとても大切だと思いますので、ぜひ夢洲全体の将来像というか、マスタープランを示していくことが大事だと思います。関経連でもそういうことをまた議論する場も設けていきたいと思いますので、そこで出た意見等はまたご紹介していきたいと思います。

以上です。

○溝畑座長 ありがとうございます。

そのほかご質問、ご意見はございますか。宮城委員、お願いします。

○宮城委員 このまちづくりという点については、会議所の中で議論をした時に、極めて重要なファクターとして議論で取り上げられましたけれども、それはなぜかというのと、I Rが大阪やあるいは関西にどのように活性化をもたらしていくのか、I R自身は確かにM I C E

ができて、それはそれでいいのですが、それが大阪の発展、関西の発展にどうつながるのかというところがよく分からないという意見があった時に、やはりまちづくりというのはものすごく重要なファクターであるし、さらに実はまちづくりの話があるのであれば、今のＩＲが大阪あるいは関西の活性化にもたらす切り取り面としては、まちづくり以外にもまだあるのかなと思っています。

その一つが、ＩＲができれば広域観光が大阪から生まれるという面であるだろうと思います。これはよく言われるのは、瀬戸内海という大きな資源があるということと、それから地元経済とのこのＩＲができた時のインターフェイスというか、あるいは地元経済が活性化をする仕組みというのはどのようにつくっていくのかという面であったり、あるいはＩＲが来て、新しい産業や新しいサービスなど高度なものがそこにサービスで提供されるが、それを支える人材の仕組みはどのようにつくっていくのかなど、ＩＲ施設そのものということだけでなく、では、ＩＲができた時に、まちがどのように変わって、観光がどのように変わって、大学も含めて人材育成をどう変えようとして、よりよくなって、より高度になって、より付加価値の高いものになっていくという姿を、ＩＲの推進計画にプラスして出ていくのが、先ほどのところに戻ってしまいますけれども、ＩＲに対する理解の増進、だったら俺も分かる、それだったら私は理解できるということにつながると思うので、ぜひまちづくりと同じような意味で、ＩＲが大阪・関西の活性化につながると言われるファクターについて、それぞれ検討を深めていただきたい。

そういう意味では、私は、いろいろな人を含めた検討の場が、ＩＲ推進会議以外に必要ではないかと思っています。逆に言うと、これが多くの人をインボルブすることになるので、やはり会議所としてはプラスの面がより大きくなるようにと思うし、マイナスの面は極小化をしていくということにも多分非常につながっていくと思います。まちづくりは、私も大賛成で、加賀委員からご説明のあった中身に大きく賛同して、ぜひとも議論を深めていただきたいと思いますけれども、他にまちづくり以外にも大事なファクターがありますので、ぜひともそういう検討を進めていただきたいと思います。

○溝畑座長 ありがとうございます。廣瀬委員、お願いします。

○廣瀬委員 先ほどの加賀委員の素晴らしいご報告、ありがとうございました。関委員や宮城委員がおっしゃったことは、そのとおりだと思います。加えてですけれども、夢洲は島であるという特性をどう活かせるか、ということだと思います。新しい産業を起こしていくのが大切で、これからは第４次産業革命でありますから、データをどのようにとっていくか、

それをどう活用していくかということは重要ですから、そういったことができるようなインフラやソフトを整備していかななくてはなりません。ＩＲ自体も極端な規制緩和と言えれば規制緩和ですけれども、それ以上のものを求めていって、いろいろな実験ができる場にしていき、ぜひ、ここから情報発信できる、データ面での情報発信ができるというまちにしていだければと思います。

私からは、以上です。

○溝畑座長 勝見委員、お願いします。

○勝見委員 加賀委員からありました50年、100年先を見据えたというサステイナブルなまちづくりという環境は絶対欠かせないものですし、本当にＩＲを導入する手前として、夢洲がどうなっていくかというきちとしたプランが重要であるということに対しては、本当に大賛成です。そこに対して、スマートなまちづくりという「スマートな」という部分は、おそらく様々な情報技術や様々な新しいサービスを付加したうえで、それを解決していこうという方向なのだと思います。

そもそもスマートな部分をなぜ入れなければいけないかということ、共有していきたいと思いますが、ひとつ意見を述べさせていただきます。それは、そもそもまちづくりとこのＩＲが、多少コンフリクトする部分があるということです。皆さま、市民アンケートの中でも意見がありましたように、犯罪が増えるのではないかと、ごみが増えるのではないかと、交通渋滞がどうかなど、様々な意見があります。バルセロナなどを見ても分かりますように、急速に世界中の人の移動が大きくなっていて、大阪もあつという間で、溝畑座長、今、今年のインバウンドはどれぐらいの数字になりそうでしょうか。

○溝畑座長 1,100万人はいきたいところです。

○勝見委員 ついこの間まで目標650万人といていたのが、あつという間に1,100万人になっているわけです。でも必ずしも万々歳だけの話ではなくて、これは溝畑座長と日ごろ意見交換をさせていただく中でも出てくるのですが、例えばＥＵなどのように人の移動が激しいところは、バルセロナのように人口の10倍ぐらいの3,500万人のインバウンドが来て、もう観光客は要らないという悲鳴が上がっているわけです。アイスランドも34万人の国民の中に、240万から350万人の観光客が来て、自然破壊まで起こってしまうという状況が起こってきているわけです。これはＩＲを導入することが万々歳でもなく、観光で人がたくさん来ることがバラ色という時代は、もう少しすると終わってしまうかもしれないというぐらいの危機感も一方ではあって、その時に、例えばごみの問題であったり、交通渋滞の問題であ

ったり、どのようなコンフリクトを解決していくかという時に、やはりスマートな技術、スマートシティという考え方は、大変重要な手段になっていくのではないかと考えています。

たまたまですが、関西はそういった技術やものづくりの伝統があるという背景もあるわけですから、それを官民一体となつてつくっていくということを共有していく。ですから、観光とまちづくり、定住者と移動交流者が矛盾しないように共存できる形を、どうつくっていくかということをこのＩＲの計画の中にきちっと盛り込んでおかないと、少しこれは大変なことになるという気持ちも一方ではあります。その辺りを共有したうえで、そのためにスマートなという部分を強調しながら、それをどのようにして解決していくかということを、本当に議論していく場として、今後この場を活用していけたらというのが個人的な意見です。

以上です。

○溝畑座長 その他、ご意見はございますか。

今、勝見委員から観光の話がございまして、私も話しておきますと、まさに今、我々は、量から質への転換ということを訴えておりまして、要は消費額を高めて生産性、収益性を高めて雇用効果を高める。それを広く広めて産業全体の生産性、収益性を上げ、結果的にもう一度、関西、大阪の産業に対する集積度を高める。これが実はＩＲ、観光で一番の重要なところでございまして、成長戦略を一番具現化する場所として、この夢洲はまさにそのショーケースであるし、分かりやすく言えば、そこで高付加価値な観光の実現と付加価値が高いＭＩＣＥを実現していく。日本、アジアの中のトップレベルのものをめざすというのが、実は今、我々大阪観光の最大の課題でありまして、ＩＲはまさにその課題に応えるプロジェクトであります。

そしてまた、このＩＲを説明する時に必ず言っているのは、これを通して、大阪、関西におけるいわゆる観光の受け入れとなる交通インフラが充実していくということです。関空、伊丹、神戸の３空港によって、アジアでも屈指の受け皿の空港体制ができて、しかも今、大阪、梅田駅を中心にした拠点が高まっています。こういったことが、まさに観光の中の大きな起爆剤になるという話もしておりますので、勝見委員がおっしゃったところというのは、これをまさに世界に向けてここですよと一番最初に示す場となるのが、私は夢洲だと思っています。夢洲のプロジェクトを、このＩＲ推進会議で議論しておりまして、縦割りを是正して官民一体となり、みんなでアイデアを結集するという場でございます。ぜひそういう意味で、各委員の皆さまのご意見をもとに、大阪というよりも日本の観光の歴史を変えるということで、事務局の皆さまには思いを持って取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

その他、樋口委員どうぞ。

○樋口委員 まちづくりという話を展開している中で、いつも言っていますとおり、私は警察を代表する立場ではありませんが、まさにこのＩＲの話が出る前から、世界的な国際化の中にあって、インバウンドという形で外国の方々が日本にたくさん来られています。福岡にいても、あるいは10年前の熊本でも阿蘇へ行くと、大勢の外国の方が来られていました。

ＩＲによって外国の方がたくさん来られると、交通問題が発生するのではないかとかあるいは治安も悪くなるのではないかというような懸念が示されることがありますが、ＩＲの議論の前から、日本は急激な国際化の中に置かれています。そういう状況の中で生じるいろいろな課題に、警察の現場では、後手にならないように対応していかなければならないと思ってきました。例えば、大阪府警の本部長在任中には、インバウンドが進む中で観光バスの駐車するところをどう確保するのかということで、警察では交通規制をどうするのかという形で検討し対応していました。

これから国際化が更に進展して状況の中で、観光だけではなくて幅広い経済的な課題、治安対策も、今後どうあるべきかを議論するきっかけにＩＲがなるべきだと思います。今回議論になっている「まちづくり」ということは非常に大きな難しい課題です。限定された「まちづくり」ではありますが、「安全・安心まちづくり」ということが、一時期、日本全国で、議論され具体的な諸対策が進められました。その時には、幅広い各界の方々が集まって議論を深めていました。今回の「まちづくり」についても、どういった方々に集まっていたいでどのような具体的事柄について議論を深めていただくべきかを速やかに検討していくべきでしょう。そのような議論の場を設けることで、地域の方々のＩＲへの理解も進むと思います。ただ、そういう議論の場を設けるにしても国の動きと連動するでしょうから、どういうタイミングで設けるかは非常に難しいと思いますが。

いずれにしても、国際化の進展の中で発生するであろういろいろな課題、あるいは依存症対策についても、ＩＲがきっかけで今注目され議論されているので、今後もその議論が深まることが大切であると思っております。そういう中で、前は、私は警察を代表する立場ではありませんが、大阪府警のためになるような話をさせていただきましたが、大阪府警も今までも資料をつくるころでは非常に頑張っていたと思っていますけれども、そろそろ大阪府警も見える形で議論の場に参画していただければありがたいなと思っています。

以上です。

○溝畑座長 ちょうど3時になりましたけれども、一通り意見が出まして、皆さまがおっし

やったことは、横串、スピード感、そしてまた多面的な議論をしっかりと積み重ねようということでした。事務局から、今の件につきましてはどうですか。

○坂本局長 加賀委員から、本当に貴重なお話をありがとうございました。お話にもありましたように、やはり I o T や I C T などの技術に支えられたスマートなまちづくりというものを進めていく必要があると思っております。それから、廣瀬委員からありましたように、イノベーションにつながるような最先端技術のショーケース、これも非常に重要な視点だと思っております。これらのことを含めて、ひとつ今、マスタープランとしては夢洲まちづくり構想を掲げておりますけれども、これをさらに実行していくために、具体化していくための取り組みが必要だと思しますので、その辺りについて、引き続き議論を深めていきたいと思っております。

いずれにしても、I R は、非常に多面的に幅広い分野にわたりますし、これを大阪、関西の経済成長の原動力にしていきたいという思いで、今後とも取り組みたいと思しますので、委員の皆さま方には、引き続きいろいろとご意見を賜りますようお願いいたしまして、事務局から本日のまとめとさせていただきたいと思します。

○関委員 先程、明確に質問を申し上げればよかったのですが、マスタープランについて、夢洲まちづくり構想をさらに発展させるような計画づくりの見込みや議論は、今あるのでしょうか。

○坂本局長 現時点で直ちに今、そこまでの議論には至っていませんけれども、今、夢洲まちづくり構想ということで打ち出しておりますので、これを実行していくという意味では、計画にブレークダウンしていくというような、一部、I R の区域については今ここで議論しているということですのでございますけれども、そういうトータルの話も今後必要になってこようかと思っております。

○溝畑座長 すみません、少し時間がオーバーしておりますが、まだ事務局より参考資料の説明がございますので、よろしくお願いします。

○那須参事 最後に、5 番、その他といたしまして、2 件ご報告がございます。

まず、参考資料 1 といたしまして、前回の第 5 回 I R 推進会議の概要を事務局で整理しておりますので、また後ほどご参照いただければと思います。なお、前回の会議でご議論いただきました「大阪 I R 基本構想（案）・中間骨子」につきましては、前回の推進会議でのご意見や議会での質疑などを踏まえまして、基本構想案の取りまとめに向けた作業を現在進めているところでございます。今後、国の I R 実施法案の状況に応じて、推進会議でもご議論

いただきながら基本構想案を取りまとめていきたいと考えております。

次に、参考資料２といたしまして、大阪ＩＲの事業化に関するアドバイザリー業務の受託事業者募集についてご報告をいたします。この業務委託につきましては、夢洲でのＩＲ立地の前提となる開発条件、事業実施条件、公募プロセス等の検討・構築から、ＩＲ事業者の公募・選定、契約締結に至るまで、一貫して金融・財務・法務・技術面等の専門知識、ノウハウを有するアドバイザーから支援を受けるものでございまして、12月12日から受託事業者の募集を開始したところでございます。今後、平成30年２月１日まで募集を行いまして、外部委員で構成する選定委員会の審査などを経て事業者を選定し、２月下旬ごろから平成33年２月26日までの３年間を契約期間として、本業務を実施していきたいと考えております。なお、公募要領や仕様書に関するご質問につきましては、公平性を期す観点から、所定のメールアドレスでのみ受け付け、後日ホームページ上で回答することとしておりますので、この場では報告にとどめさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○溝畑座長　ありがとうございました。

ただいまの説明も含めまして、全体を通しましてご質問、ご意見はございますか。

特にもうないということでございますので、本年、皆さま、大変自由闊達に意見をいただきまして、委員の皆さまの今年のご協力、思いに対しまして、まず感謝申し上げたいと思います。そしてまた、事務局の皆さま、本当に過密スケジュールの中、夏休み返上で頑張られて、また年末に向けて忙しい中でやっている皆さまにも敬意を表したいと思っております。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

○司会　溝畑座長及び委員の皆さまにおかれましては、議事進行と活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第６回ＩＲ推進会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉　会